

**新潟県公安委員会規則第11号**

新潟県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年11月18日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(新潟県道路交通法施行細則の一部改正)

**第1条** 新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第4章（略） 第4章の2 安全運転管理者等（第12条の2— <u>第12条の6</u> ） 第5章～第7章（略） 附則  第12条の4（略）  <u>（是正措置命令）</u> <u>第12条の5 法第74条の3第8項の規定による命令は、別記様式第7の7の是正措置命令書を交付して行うものとする。</u>  第12条の6（略）  別記様式第7の6（略）  <u>別記様式第7の7（第12条の5関係）</u>	目次 第1章～第4章（略） 第4章の2 安全運転管理者等（第12条の2— <u>第12条の5</u> ） 第5章～第7章（略） 附則  第12条の4（略）  第12条の5（略）  別記様式第7の6（略）
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">             第 号              年 月 日           </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">             是正措置命令書           </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">             殿           </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">             新潟県公安委員会 印           </div> 次の理由により、道路交通法第74条の3第8	

項の規定に基づく是正措置を講ずることを命じます。

是正すべき理由	
是 正 事 項	

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第7の7 削除

## 別記様式第7の8 (第12条の6関係)

(略)	
車両の使用制限書	
(略)	
新潟県公安委員会 印	
(略)	
使用者の氏名（法人に あつては、その名称及 び代表者の氏名）及び 住所	
(略)	

(教示)

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 別記様式第7の8

(略)	
車両の使用制限書	
(略)	
公安委員会 印	
(略)	
使用者の氏名（法人に あつては、その名称及 び代表者の氏名）及び 住所	
(略)	

(教示)

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(講習の実施に関する規則の一部改正)

**第2条** 講習の実施に関する規則(昭和58年新潟県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(講習指導員の要件) <b>第4条</b> 講習指導員は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 停止処分者講習指導員及び違反者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者 ア・イ (略) ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 (ア) (略) (イ) <u>法第117条の2の2第1項第8号</u> の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者 (ウ) (略) エ・オ (略) (5) 高齢者講習指導員及び特定任意高齢者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者 ア・イ (略) ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 (ア) (略) (イ) <u>法第117条の2の2第1項第9号</u> の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (ウ) (略) エ・オ (略) (6) (略)	(講習指導員の要件) <b>第4条</b> 講習指導員は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 停止処分者講習指導員及び違反者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者 ア・イ (略) ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 (ア) (略) (イ) <u>法第117条の2の2第11号</u> の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者 (ウ) (略) エ・オ (略) (5) 高齢者講習指導員及び特定任意高齢者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者 ア・イ (略) ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 (ア) (略) (イ) <u>法第117条の2の2第12号</u> の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (ウ) (略) エ・オ (略) (6) (略)

(新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

**第3条** 新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年新潟県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動後別記様式」という。)に対応する同表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動別記様式」という。)が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、

改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後			改 正 前		
(読替え適用) <b>第11条</b> 自動車運転代行業者についての道交法細則の適用については、次の表の左欄に掲げる道交法細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			(読替え適用) <b>第11条</b> 自動車運転代行業者についての道交法細則の適用については、次の表の左欄に掲げる道交法細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(略)		
第12条の4	(略)		第12条の4	(略)	
第12条の5	法	読替え後の道交法	第12条の5	(略)	
	別記様式第7の7の是正措置命令書	運転代行業法施行細則別記様式第22号の是正措置命令書		別記様式第7の8の車両の使用制限書	
第12条の6	(略)		第12条の5	(略)	
	別記様式第7の8の車両の使用制限書	運転代行業法施行細則別記様式第23号の車両の使用制限書		別記様式第7の8の車両の使用制限書	運転代行業法施行細則第11条第2項に規定する車両の使用制限書(別記様式第22号)
2 前項の規定により読み替えて適用する様式は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) <u>是正措置命令書(別記様式第22号)</u> (8) <u>車両の使用制限書(別記様式第23号)</u>			2 前項の規定により読み替えて適用する様式は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) <u>車両の使用制限書(別記様式第22号)</u>		
別記様式第21号 (略)			別記様式第21号 (略)		
<b>別記様式第22号</b> (第11条関係)					
<div style="text-align: right;">第 号 年 月 日</div> <p style="text-align: center;">是正措置命令書</p> <p>自動車運転代行業者の名称 殿</p> <p style="text-align: center;">新潟県公安委員会 印</p> <p>次の理由により、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第</p>					

8項の規定に基づく是正措置を講ずることを命じます。

是正すべき理由	
是 正 事 項	

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第23号 (略)

別記様式第22号 (略)

(新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則の一部改正)

第4条 新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則(平成17年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次のよ

うに改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別記様式第7号（第7条関係） （表）	別記様式第7号（第7条関係） （表）
(略) 駐車監視員資格者講習受講申込書 (略)	(略) 駐車監視員資格者講習受講申込書 (略)
（裏） 注意事項 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。 (略) ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は <u>道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して</u> 刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (略) ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの (略)	（裏） 注意事項 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。 (略) ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は <u>道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯し罰金の刑に</u> 処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (略) ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの (略)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。